

はじめに

人や野生生物の内分泌作用を攪乱し、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性のある内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）による環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがあることから環境保全上の重要課題である。

環境庁においては、1997年7月の「外因性内分泌攪乱化学物質問題に関する研究班」（座長：鈴木継美元国立環境研究所所長）による中間報告書を踏まえて、内分泌攪乱化学物質問題についての環境庁の基本的な考え方及びそれに基づき今後進めていくべき具体的な対応方針等を収録するものとして「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を1998年5月に発表した。

この報告にある「内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質」としてリストアップされている67物質は、内分泌攪乱作用の有無が必ずしも明らかになったものではなく、あくまでも、今後優先して調査研究を進めていく対象として選定されたものであるが、しばしば「環境ホルモン」と誤解を招いている状況にある。環境庁においては、これらの物質を中心に全国一斉調査を実施する等の取組を進めてきたところであり、政府のミレニアムプロジェクトにも取り上げるなど内分泌攪乱化学物質に関する試験研究を進めている。また、1998年、1999年には京都、神戸で国際シンポジウムを開催し、国際的な学術討議を推進するとともに、日英国際共同研究の実施取り決めを行う等国際協力・協調を推進している。一方、経済協力開発機構（OECD）、米国環境保護庁（EPA）、欧州委員会（EU）等においても、試験法の開発等様々な取組が進められており、内分泌攪乱化学物質について新たな知見が集積しつつある。

このように、「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」に基づいて種々の対策が具体的に実施されてきており、また、当時の知見も公表してから既に2年以上経過している。さらに、平成12年度からはミレニアムプロジェクトによりリスク評価等を実施していること、平成13年1月からは環境省となること等に鑑み、現行のSPEED'98のうち、今後の環境庁としての方針やその後の取り組み状況、新しい知見等を追加・修正し、この度、2000年11月版を公表したところである。

環境庁としては、引き続き専門家のご指導をいただきつつ、この対応方針に基づき各種の調査・研究を鋭意進め、また、早急に行政的な措置のあり方について検討を深めていくとともに、国民の本問題への正しい理解を助けるため、今後得られる新たな科学的知見や有用な情報を適時・的確に提供していくこととしている。

2000年11月
環境庁環境保健部環境安全課